

近隣住宅のタバコ煙害＜対応方針案＞

詳しくは、書籍「住環境トラブル解決実務マニュアル（改訂版）」を参照されたい。

<https://ssl.shiseido-shoten.co.jp/products/detail/63995>

2023年6月8日弁護士岡本光樹

- ・喫煙住居・喫煙者・煙の流れをできる限り特定。証拠収集。



- ・被害のご本人から、苦痛に感じていることを示す手紙（※）を送付する（手紙の日付、書面のコピーを必ず保存しておく。必要に応じて診断書のコピーも送付する。）。まずは対立姿勢にならないよう、丁寧なお願いベースがよいと思われる。

喫煙態様の改善策（喫煙時間帯、喫煙場所・位置）を具体的に提案・指定した方が話が進み易い。

[（※）書籍の巻末資料に文例あり](#)



- ・改善しない場合、弁護士から内容証明郵便（※）による警告。
名古屋地裁H24.12.13判決文の活用。



- ・民事調停（作為義務・不作為義務設定）、民事訴訟（損害賠償）
- なお、筆者は民事調停をしばしば勧めますが、訴訟を勧めるのは稀なケースです。

上記＜対応方針案＞は、一般的な相談事例の対応策として、考えられるものです。もっとも、事案や相手によっては、必ずしも上記対応が通用しない場合もあります。当HPは、上記案の有効性を保証するものではなく、またこれによって何らかの法的責任や弁護士としての義務を負うものではありません。以上を踏まえて、有用と考えられる範囲で、ご参考にしてください。